



市政記者クラブ加盟社 各位

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の開催結果について

本日開催された「令和4年度第1回県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」において、次のとおり協議がなされたのでお知らせします。

1 協議会開催日時・場所等

日時 令和4年8月30日（火） 14時30分～14時55分

場所 盛岡市総合福祉センター4階講堂

出席者 盛岡広域8市町長ほか（傍聴者 15人）

2 協議結果

(1) 新たな一部事務組合の設置について

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）は、ごみ処理（ごみの焼却処理等）に関する事務を共同処理するため、各市町の議会の議決を経て規約を定め、知事の許可を得て「（仮称）盛岡広域環境組合」を設置する。

ア 組合規約（案）の概要

(ア) 共同処理する事務（主なもの）

- ① 一般廃棄物処理計画の策定
- ② ごみ処理施設の設置、管理及び運営、一般廃棄物の中継運搬
- ③ エネルギー利活用施設の設置・管理運営

(イ) 関係市町の経費負担

経費区分		負担割合等	
新組合が行う事務 （エネルギー利活用 施設に関する事務を 除く。）に係る経費	組合設置の日からごみ処理施設の 供用開始の日の前日までの経費	均等割	100分の10
	ごみ処理施設の供用開始の日以後 の経費	人口割	100分の90
エネルギー利活用施設に関する事務に係る経費		利用割	100分の100
		盛岡市	100分の80
		盛岡市を除く7市町	100分の20 （7市町間の内訳は人口割）

イ 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月 関係市町議会（規約案の議案を上程）

令和5年1月 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（規約案の決定）

組合設置に係る知事への許可申請

2月 盛岡広域環境組合設置（知事の許可の日）

(2) 県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定の締結について

関係市町は、新たな一部事務組合の設置後も相互に連携し、ごみ処理広域化の推進に係る焼却処理以外のごみの中間処理、最終処分、3Rの推進等について協議検討を進めていくため、当該相互連携に係る協定を締結する。

ア 協定書（案）の概要

(ア) 焼却処理以外の中間処理に関する基本方針

不燃・粗大ごみ、資源ごみの処理について、共同処理体制の構築の検討を進める。

(イ) 最終処分に関する基本方針

新たな最終処分場の共同での設置について検討を進める。

(ウ) 3Rの推進に関する基本方針

- ・ 新焼却施設の受入基準は、現盛岡地域の基準範囲を超えないものとする。
- ・ 関係市町が実施している分別収集・資源化の取組は、原則として継続する。
- ・ プラスチック類の資源化は、新焼却施設の稼働までに関係市町の全域で実施する。

イ 今後のスケジュール（予定）

令和5年1月 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（協定の締結）

(3) 循環型社会形成推進地域計画の策定について

関係市町の区域における3R推進のための施策を取りまとめる計画として、令和5年度から9年度までの5年間を計画期間とする「盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画」を策定する。

ア 計画（案）の概要

(ア) 目標

令和10年度のごみ総排出量の目標を 150,354 t とし、令和元年度実績 171,744 t との比較で、21,390 t（12.5%）の減量を見込む。

(イ) 施策の内容（主なもの）

- ・ 関係市町が主体となり各市町における3R施策を実施するとともに、関係市町が相互に連携し、有効な施策の調査・研究を行うなど、圏域における3Rの推進を図る。
- ・ ごみ処理広域化に係るごみ焼却施設や中継施設の整備事業を進める。

イ 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月 計画案パブリックコメント

11月 国への地域計画案提出

【担当】 環境部廃棄物対策課ごみ処理広域化推進室

室長 菊池 与志和 TEL 651-4111（内線8303）